

熊取町ブロック塀等対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における道路に面したブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、道路に面するブロック塀等の安全対策事業を行う者に対し、予算の範囲内において熊取町ブロック塀等対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町域の危険なブロック塀等の撤去を促進し、もって地震による人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、コンクリート塀、石塀、レンガ塀、土塀等をいい、ブロック塀等の一部にフェンスが存在するものを含む。
- (2) 道路 国、大阪府又は熊取町が管理する道路をいう。
- (3) 撤去 ブロック塀等の全てを取り除くことをいう。
- (4) 新設 ブロック塀等を撤去した範囲内に新たにフェンス又はブロック塀等を設置することをいう。

(補助申請者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助申請者」という）は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 町内に存する道路に面したブロック塀等の所有者であること。
- (2) 町税の納付の滞りが無いこと。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する業者を選定すること。

(補助対象工事)

第4条 補助金の対象となる工事（以下、「補助対象工事」という）は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 撤去するブロック塀等が道路に面しており、高さ（道路面からブロック最上部までの高さをいう。）が60センチメートル以上のものであり、道路に面する部分の全てを撤去すること。
- (2) 新設するフェンス又はブロック塀等が既設のブロック塀等を撤去した範囲内に設置するものであり、各種法令等の安全に係る規定に適合する構造であること。

(補助対象工事の着手の時期等)

第5条 補助対象工事は、第8条に規定する補助金の交付決定後に着手し、当該工事に着手する日の属する年度の末日までに完了するものでなければならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象工事に要する経費とし、補助金の額は、200,000円(工事に要する経費が200,000円に満たない場合は、その額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。))とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助申請者は、ブロック塀等対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 現況写真(ブロック塀等の全景及び高さがわかるもの)
- (2) 工事見積書の写し(補助対象経費の明細がわかるもの)
- (3) ブロック塀の所有者であることが確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、町長は、同項各号に規定する書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、ブロック塀等対策事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、ブロック塀等対策事業補助金を交付しない旨の通知書(様式第3号)により補助申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下、「補助対象者」という)は、通知を受け取った日から30日以内に撤去工事に着手するものとし、ブロック塀等対策事業着手届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(工事の変更及び中止)

第10条 補助対象者は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、次の各号に掲げる場合に依りて必要な手続きを行わなければならない。

- (1) 工事に要する経費の額に変更を生じない場合

ブロック塀等対策事業補助金交付内容変更届(様式第5号)に町長が別に定める必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (2) 工事に要する経費の額に変更を生じる場合

ブロック塀等対策事業補助金交付変更申請書(様式第6号)に町長が別に定める必要書類を添えて町長に申請し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項第2号の変更申請書を受理したときは、変更申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、ブロック塀等対策事業補助金交付変更承認通知書(様式第7号)により補助対象者に通知し、適当と認められないときは、補助金の変更交付しないことを決定し、ブロッ

ク塀等対策事業補助金交付変更不承認通知書（様式第 8 号）により補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、工事を中止しようとするときは、あらかじめブロック塀等対策事業中止届（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。

4 前項の規定による取下げがあったときは、第 8 条の補助金の交付決定を取り消したものとみなす。

（完了報告及び補助金の交付）

第 11 条 補助対象者は、工事が完了したときは、ブロック塀等対策事業完了報告書（兼交付請求書）（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事の施工写真及び当該工事後の全景が分かる写真

(2) 工事費領収書の写し（施工業者から補助対象者に発行されたもの）

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による工事完了報告は、工事が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付申請にかかる会計年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに町長に報告しなければならない。

3 町長は、第 1 項の規程により工事完了の報告書を受領したときは、当該報告書の内容を審査し、工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、ブロック塀等対策事業補助金交付額確定通知書（様式第 11 号）により、速やかに補助対象者に通知し、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 12 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適當であると認められるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、ブロック塀等対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 13 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象者に当該取り消しに係る補助金を既に交付しているときは、ブロック塀等対策事業補助金返還命令書（様式第 13 号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助対象者に対する指導）

第14条 町長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合、補助対象者に対し、報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

(書類の保存)

第15条 補助対象者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。